
2022/9/16

保険学会関東部会報告

IFRS17号保険負債の会計的性質について

ライフネット生命

逆井 幹 則

発表内容は報告者個人の見解に基づくものであり、報告者が所属する組織の見解ではありません。

自己紹介 逆井幹則(さかさいまさのり)

■ 経歴

- 1988.4月 第一生命
(主計部、調査部、商品事業部、企画第一部)
- 2002.10月 タワーズペリン
(シニアコンサルタント)
- 2006.6月 ジブラルタ生命
(米国会計数理チームリーダー、執行役員CFOチーフ
アクチュアリー、取締役執行役員チーフアクチュアリー)
- 2018.4月 ライフネット生命
(常務取締役コーポレート本部長、経営企画部エグゼクティブ・エキスパート)
- 2021.4月～2022.3月 早稲田大学大学院会計研究科 高度専門
コースにて会計修士(専門職)を修得

目次

1. 研究の目的等
 2. 財務報告の目的 ～ IASB「財務報告の概念フレームワーク」より
 3. 日本の生命保険会社の法定会計について
 4. IFRS15号について
 5. IFRS17号 保険負債
 6. IFRS17号の当初認識
 7. IFRS17号の事後測定
 8. IFRS17号のPL構成
 9. 考察(1) IFRS17号の保険負債の会計的性質
 10. 考察(2) IFRS17号の保険収益の構造
 11. まとめ
- 主な参考文献

1. 研究の目的等 ①

研究の背景

- IFRS17号「保険契約」とIFRS15号「顧客との契約から生じる収益」は、それぞれIASBの別個のプロジェクトで長期間に渡って検討されてきた
- これらは、2018年に改正されたIASB「財務報告の概念フレームワーク」^{注)}と同時期に並行的に検討がなされ、相互に直接・間接の影響を及ぼしあってきたと考えられる

注) IASBが会計基準を開発する際、および企業が会計方針を策定する際の指針として、一般目的財務報告の目的と基礎概念を記述した文書

研究の目的

- IFRS17号とIFRS15号の関係に着目し、以下の定性的考察および定量的分析を行うことで両基準が調和性を持って設定されていることを示す
 1. IFRS17号の保険契約の収益認識の構造を保険負債の会計的性質と合わせて、保険数理の観点からIFRS15号に照らして考察する
⇒ 今回の関東部会にて報告
 2. 特定のシナリオに基づく保険収支分析を行い、IFRS17号の収益認識がIFRS15号とどのように整合しているかを定量的に確認する
⇒ 今年度の全国大会にて報告

1. 研究の目的等 ②

研究の動機

- 多くの会計基準において、IFRS・米国基準・日本基準が収斂していくなか、保険契約の会計のみ統一化が全く見通せていない状況。
特に日本基準は健全性重視の保険業法に基づいており、グローバルな会計基準の動向への機動的な対応が難しい印象。
- しかしながら、国際資本基準の発効後、その流れが出てくる可能性は高い。そのときに参照すべき重要な概念は「投資家の意思決定に有用な情報の提供」であり、保険会計において、企業の健全性確保を前提として、財政状態(ストック)および財務業績(フロー)の両面からいかに適確な財務情報を提供していくかがポイントになると思われる。
- 保険アクチュアリー実務者の立場において、会計学の領域の視点から保険会計を考察することで、保険計理と会計との融合の方向性が見えてくるのではないかと考えた。

2. 財務報告の目的 ～ IASB「財務報告の概念フレームワーク」より

- 現在および潜在的な投資者等が、企業への資源の提供について意思決定をする上で有用な財務情報を提供すること <1.2 項>

- 有用な財務情報の質的特性 <第2章>
 - 基本的な質的特性：(1) 関連性、(2) 忠実な表現(中立性、誤りが無いこと、完全性)
 - 補強的な質的特性：(1) 比較可能性、(2) 理解可能性、(3) 適時性、(4) 検証可能性

- 意思決定に関連がある情報は以下の価値を有する <2.7 – 2.10項>
 - 予測価値(predictive value)
 - 将来の結果を予測するプロセスにおいてインプットとして活用される
 - 確認価値(confirmatory value)
 - 過去の評価についてフィードバックをもたらす

3. 日本の生命保険会社の法定会計について

- 生命保険会社の法定会計(＝財務会計):健全性重視の枠組み
 - ・ 債権者保護重視の旧商法会計、保守主義の原則
 - ・ 戦後復興期・高度成長期の純保行政
 - ・ 改正保険業法における標準責任準備金制度

⇒ 生命保険契約の長期的な収益性を表すことができない(財務情報の予測価値・確認価値の観点からその有用性に大きな制約)
- 一方、保険業法改正後、株式会社化、民営化、新規設立、上場会社の生保子会社など、上場生命保険会社が増加し、投資家にとって有用な財務情報へのニーズは高まっている
- 保険業法改正から四半世紀、生命保険会社の財務会計の意味合いを再検討すべき時期に来ているのではないか

4. IFRS15号について ①

- IFRS15号:IFRSにおける財・サービス提供の一般的な収益認識基準
 - 金融商品、リース契約および保険契約はその適用範囲から除かれ、別途基準が定められている
- 基本原則:約束した財・サービスの顧客への移転を当該財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益を認識 <2項>
- 収益の認識を5つのステップに基づいて行う。
 - ① 顧客との契約の識別
 - ② 契約における履行義務の識別
 - ③ 取引価格の決定
 - ④ 取引価格の履行義務への配分
 - ⑤ 各履行義務充足による収益認識
- ③の取引価格は、第三者のために回収する金額を除き、財・サービスの顧客への移転と交換に、企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額 <47項>
 - 契約条件によって変動する変動対価は、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で含める(期待値法 or 最頻値法) <56項>
 - 重要な金融要素については、約束された対価の金額を貨幣の時間価値を反映するように調整 <60項>

4. IFRS15号について ②

- ⑤の履行義務の充足は顧客の財・サービスの支配の獲得によって判断され、一定期間に充足されるものと一時点で充足されるものが区別される。 <35項>
 - 一定期間に履行義務が充足される場合、財・サービスの性質を考慮して測定した進捗度によって、収益を一定期間に渡って認識する <39項>
- 契約獲得コスト(販売手数料等)は資産として認識し、関連する財・サービスの移転と整合的な方法で規則的に償却する <91 -99項>

5. IFRS17号 保険負債

一般モデル ビルディングブロック・アプローチ

[収益認識]

④ 下記のほか、CSMの減少として反映された保険獲得CFの回収部分が各期間に配分され保険収益に含められる

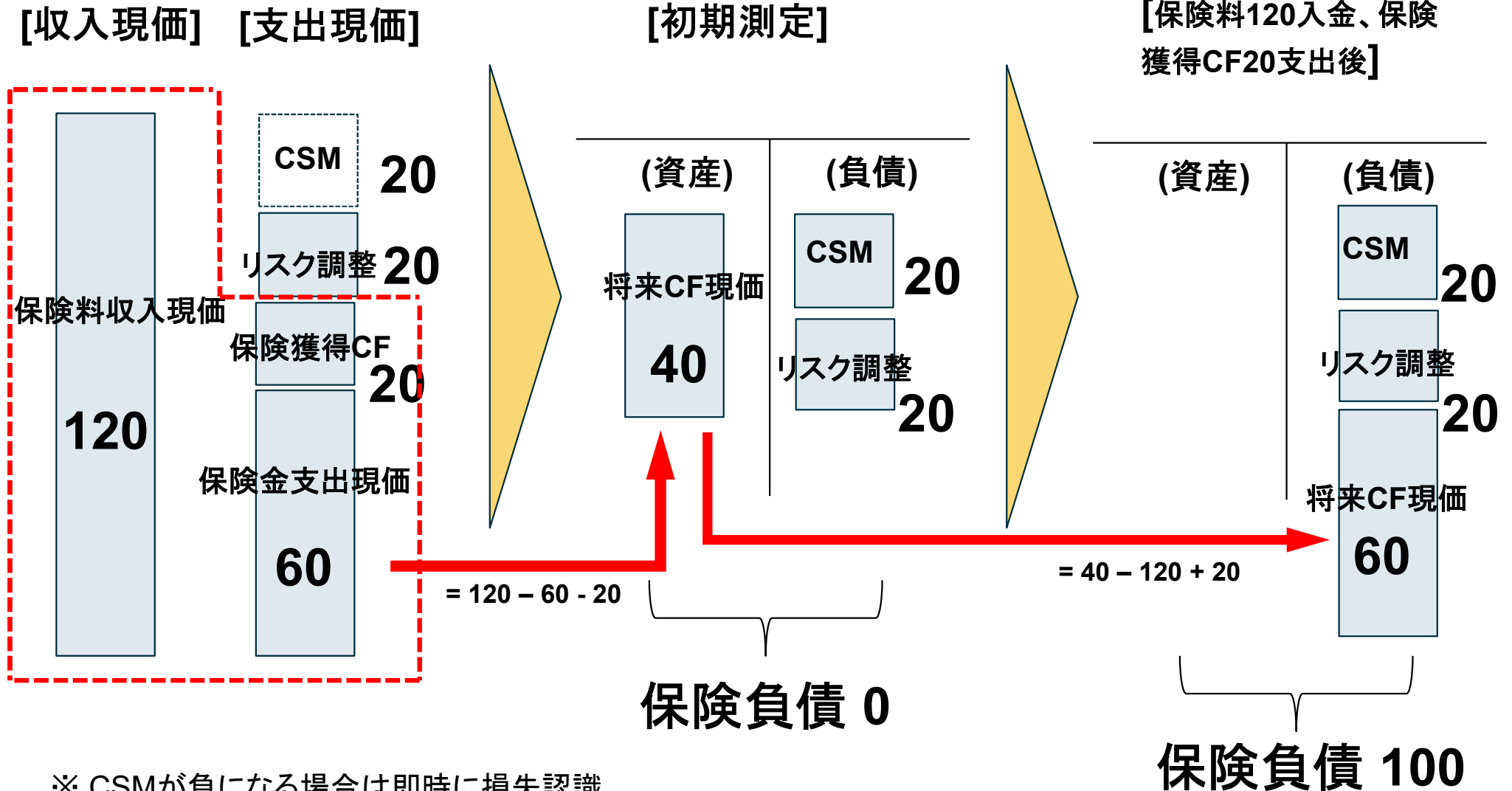
[ブロック]	[内容]			
(3) 契約サービスマージン (CSM)	保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表すもの	履行CF	保険負債	③ カバー単位を基に期間配分されたCSMのうち当期に配分された金額を収益認識
(2) 非金融リスクに係るリスク調整	将来CFの不確実性の負担に対して企業が要求する対価			② 既契約に対するリスクの減少とともに解放され、収益認識
(1) 将来CFの割引現在価値	将来COF現在価値から将来CIO現在価値を控除した金額の期待値			① 当期の予測保険金が解放され投資要素を除いた部分を収益認識

6. IFRS17号の当初認識

当初認識

※ 保険料一時払契約(保険料120)の例

数値は例示



※ CSMが負になる場合は即時に損失認識

7. IFRS17号の事後測定

数値は例示

事後測定

基本

① 死亡率前 提引下げ

② リスク係 数引上げ

③ 金利(割 引率)上昇

[CSM]

20

30
(+10)

10 (-10)

[リスク調整]

20

30
(+10)

20

[将来CF現価]

60

50
(-10)

60

15 (-5)

50
(-10)

[保険負債合計]

100

100

100

85

[] は履行CF

履行CF
+ CSM

将来CFの減を
CSMで調整

リスク調整の増
をCSMで調整

変動分は損益ま
たはOCI、保険
収益は割引率ロ
ックインベースで測定

※ CSMが負になる場合は即時に損失認識

8. IFRS17号のPL構成

■ 以下がIFRS17号のPL構成と主な項目

	項目	内容
1	保険収益	
2	うち予想保険金等	当期の予想保険金・事業費のうち投資要素を除いた部分
3	うちリスク調整の変動	当期のリスク調整(非金融リスク)の解放
4	うちCSMの配分	当期末の前提変更等調整後のCSMからの当期配分額
5	うち保険獲得CFの回収	当期の保険獲得CFの回収に係る金額(項目8と同額)
6	保険サービス費用	
7	うち発生保険金等	実際に発生した保険金・事業費のうち投資要素を除いた部分
8	うち保険獲得CFの償却	当期の保険獲得CFの償却に係る金額(項目5と同額)
9	保険サービス損益	
10	投資収益	資産運用による収益(純額)
11	保険金融費用	保険負債に係る利息
12	金融損益	
13	その他損益	その他の収入・費用(e.g 履行CF外費用)
14	税引前純利益	
15	法人税等	
16	当期純利益	
17	その他の包括利益(税引後)	保険負債のOCI(割引率アンロック部分;選択制)を含む
18	包括利益合計	

9. 考察(1) IFRS17号の保険負債の会計的性質

■ 履行CF(将来CFの現在価値+リスク調整)

- リスク調整をMOCEに置き換えれば経済価値ベース負債に近い概念
- 履行CF自体が「明示的で偏りのない確率加重した見積り(すなわち、期待値)」<付録A「用語の定義」>とされるため、リスク調整は保険契約のマージンではなく、非対称的な不確実性の保障の履行義務と捉えることができる
 - リスクの解放に応じて、その不確実性への保障の便益を顧客が受けるとみなして収益として認識される負債の構成部分

■ CSM

- 保険料の収入現価が保険金等の給付(非金融リスクの不確実性の保障を含む)の現価を上回る金額であり、前受収益の性質を有すると考えられる
 - 保障の直接的原価を上回る顧客の効用(保険会社の経営管理による間接的な便益や、保障への安心感)に対応した保険会社の履行義務の一部との解釈ができる

10. 考察(2) IFRS17号の保険収益の構造 ①

- 「保険収益の現価」は、「保険料の現価」から「投資要素の現価」を控除した金額となる

- 下記(式1)に(式2)を当てはめ

(式1): 「保険収益現価」= 「将来保険金現価(投資要素を除く)」+
「当初リスク調整」+ 「当初CSM」+ 「保険獲得CF回収額現価」

(式2): 「当初CSM」= 「将来保険料現価」- 「将来保険金現価」- 「保
険獲得キャッシュフロー現価」- 「当初リスク調整」

※ ここに、保険獲得CF回収額は、その現価が保険獲得CF現価と等価になるように貨幣の時間価値も反映して配分することでこの等式が成り立つ点に留意が必要

- IFRS17号の収益認識は、投資要素を除いた保険料の収受額を対価として、貨幣の時間価値を考慮しながら配分するもの

10. 考察(2) IFRS17号の保険収益の構造 ②

- IFRS17号は、保険負債のそれぞれの構成部分からの収益を、それぞれの履行義務に対して以下のように認識する会計基準であると整理できる
 1. 将来CFの現在価値から当期の予想保険金が減額され、このうち投資要素を除いた部分が、「顧客への約定給付の保障」の充足により、当該保障サービスを提供した収益として認識される
 2. リスク調整の変動による減額は、当期の非金融リスクの保障に係る金額であり、「保険事業に内在する保険関係キャッシュフローの不確実性のリスク負担」の充足により、顧客に提供されたサービスとして収益に認識される
 3. CSMから、「保険サービスの一部であって、直接的原価を上回る効用の供与」の充足により、カバー単位によってそのサービスの移転を描写するように収益を認識する
 4. 「保険獲得CFに対応する顧客効用(その対価を払う価値があると考えられる効用)の供与」の充足により、保険料のうち保険獲得CFを回収した部分を、貨幣の時間価値も反映して期間配分することによって収益を認識する

⇒ IFRS15号と整合的

11. まとめ

- IFRS17号には、IFRS15号では想定しにくい、保険技術的なプロセス上の特殊な処理が伴う
- しかしながら、本報告では、IFRS17号において予想保険金、リスク調整、CSMおよび保険獲得CFを総合的に考えた場合、IFRS15号と整合し、収益認識基準として調和が図られていることを定性的に考察した
- それは、健全性が確保されているもとで、適切な収益の期間配分を行う会計であり、それにより投資家の意思決定に有用な財務情報を提供しようとするものである
- 今後、日本においても、資本規制が経済価値ベースに移行していく方向性のなか、財務会計としての保険会計の在り方をその目的に照らして再整理することが必要ではないかと考える

主な参考文献

秋葉賢一、『エッセンシャルIFRS(第6版)』、中央経済社、2018年

秋葉賢一・羽根佳祐、「IFRSにおける収益認識に関する帰納的検討」、『金融研究』第39巻第3号(2020年9月発行)、日本銀行金融研究所、2020年

企業会計基準委員会、「保険契約:未稼得利益の表示に関するOCIの使用」、2015年

羽根佳祐、『保険契約の会計』、中央経済社、2017年

山田辰己、「IFRS第17号の解説 —主要コンセプトの議論の変遷を中心に—」、日本アクチュアリー会2017年度第10回例会(2018年3月5日)講演資料

Henny Verheugen・William Hines、「IFRS 第17号導入にあたっての実務上の課題 ~アクチュアリー
の視点から~」、日本アクチュアリー会2017年度第1回例会(2017年6月21日)講演資料

International Accounting Standards Board (IASB), “Conceptual Framework for Financial Reporting”, 2018